

野田市公印規則等の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 3 8 号

野田市公印規則等の一部を改正する規則

(野田市公印規則の一部改正)

第 1 条 野田市公印規則（昭和 4 6 年野田市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

野田市長	方 5	古印体	個人番号カード及び 転出証明書記載事項 変更用	市民 課長	6	2 6 の 2
------	-----	-----	-------------------------------	----------	---	------------

を

」

「

野田市長	方 5	古印体	個人番号カード、在 留カード、特別永住 者証明書及び転出証 明書記載及び記載事 項変更用	市民 課長	6	2 6 の 2
------	-----	-----	--	----------	---	------------

に、

」

「

野田市長 職務代理 者	縦 5 横 1 2	古印体	個人番号カード及び 転出証明書記載事項 変更用	市民 課長	6	2 6 の 2 の 3
野田市長	縦 4 横 1 0	古印体	在留カード及び特別 永住者証明書記載用	市民 課長	6	2 6 の 2 の 4
野田市長 職務代理 者	縦 4 横 2 2	古印体	在留カード及び特別 永住者証明書記載用	市民 課長	6	2 6 の 2 の 5

を

」

「

野田市長 職務代理 者	縦 5 横 1 2	古印体	個人番号カード、在 留カード、特別永住 者証明書及び転出証 明書記載及び記載事 項変更用	市民 課長	6	2 6 の 2 の 3
削除						2 6 の 2 の 4
削除						2 6 の 2 の 5

に

」

改める。

別表第 2 中

「

2 6 の 2 の 4

2 6 の 2 の 5

を

野 田 市 長

野田市長職務代理者

」

「 26の2の4 26の2の5
削除 削除 」に改める。

(野田市印鑑条例施行規則の一部改正)

第2条 野田市印鑑条例施行規則(昭和52年野田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「個人番号カード(」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書(これらのうち」に改める。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第3条 野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1 市民生活部の項市民課の目第11号を次のように改める。

11 中長期在留者住居地届出等事務に関すること。

別表第3中第46号を第47号とし、第8号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

8 中長期在留者住居地届出等事務に関すること。

別表第4中第42号を第43号とし、第7号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 中長期在留者住居地届出等事務に関すること。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。